

# 近世九州農村における下人＝奉公人・日雇の類型

秀村 選三

## 一 序

中世 下人・所従

近世 名子・被官・・・

下人＝奉公人・下男・下女・荒仕子・荒子・家の子・デカン・メロ・

家人（ヤンチュウ）

## 二 下人・奉公人の類型化のための基準

- (1) 親方・子方関係
- (2) 米、銭の給与・貸借等による社会関係
- (3) 戦乱による民衆の捕縛、連行、売買等による社会関係
- (4) 領主権力による刑罰としての奴婢刑
- (5) 領主権力による夫役としての奉公

## 三 農村における下人＝奉公人・日雇の類型

- (1) 永代下人
- (2) 譜代下人
- (3) 質の下人・質奉公人（質物奉公人）、人身年季売の下人
- (4) 年季奉公人
- (5) 一季奉公人
- (6) 季節奉公人（半季奉公人・五月居り・秋居り）
- (7) 日 雇
- (8) 旅日雇
- (9) 上方抱え奉公人[上方抱者]
- (10) 封建権力による刑罰による奴婢
- (11) 封建権力による夫役的奉公人

## 四 むすび

我ら娘質ニ召置借用仕銀子之事

合銀百貳拾目

右之銀髓ニ請取借用仕取候、即為質物つや、宝永六丑正月より申十二月十三日迄間年八年之質に召置申処相違無御座候、年記明候ハ、立銀百廿目相立御暇可申候、若此方より年記之内御望申候ハ者元銀壹倍何時も相立御隙可申候、尤年記之内御氣ニ入不申、御隙被被下候ハ、是又何時も元銀相立御隙可申候、年記之内取逃等仕候ハ、失せ申品々被懸仰次第急度弁、つや早刻尋出シ御手渡仕可候、年記之内長煩等仕御奉公不相成儀候ハ、人代相立申か、元銀相立申か、御指図次第ニ可仕候、勿論懐人等ニ罷成候とも此方より申分少も無御座候、宗旨之儀辺田浦真言宗安養寺旦那にて御座候、しきせ之儀、布子巻ツ、帷子巻ツ、上帯下帯御家並ニ可被下候事、

右之条々御請合い申所相違無御座候、此女ニ付何事ニよらす出入之儀候はば、何時も私共方より埒明可申候、為後日請状如件

宝永六丑年 (1709)

正月十八日

御床

三郎助殿

御床村つやおや

同村請人 吉三郎

淳太郎

(糸島市御床 鎌田家文書)

(表 1)

質奉公人	身代米銭	捨 分	立米・立銀	年 季	解 放
大藏 (雷山村甚右衛門倅)	15俵 2 斗 7 升 3 合	5 表 2 斗 7 升 3 合	10俵	天明 3 ~ 寛政 8 13ヶ年	寛政 8 年 12 月  米 4 俵 銭 80 目 (2 俵 3 分) 受取、3 俵 7 分 ま け 遣 す、褒 美 に 米 1 俵、酒 遣 す
助七 (雷山村高野)	500 目	230 目 (天明 7) 230 目 (天明 8)	{112 匁 4 分 請 状 前 立 銀 (2 割 の 利 を 含 む) 125 匁 4 分 諸 借 用 10 匁 7 分 2 厘 (日 数 12 日 間 障 欠 賃)}	天明 7・8 年 兩 年 質	天明 8 年 12 月 150 目 天明 9 年 2 月 95 匁 受 取。3 匁 9 分 2 厘 ま け 遣 済
虎吉 (雷山村善吉倅)	200 目	45 匁 (天明 7) 50 匁 (天明 8) 50 匁 (寛政 元) 80 匁 (寛政 2) 給 銀	諸 借 用 を 合 せ 利 共 187 匁 3 分	天明 7 ~ 寛政 2 4 ヶ 年	寛政 3 年 に 礼 奉 公 給 銀 237 匁 余 (内 50 目 褒 美) を も っ て 身 請

(註) 天明 3 年 (1783) には銭は 60 目借、年季 6 ヶ年の内返弁、受取済

なおこの表と次項の年季奉公人に掲示の(表 2)とは三苦家の同じ年度の年季奉公人であるので、二つの表をあわせて見ると、天明 7 年の三苦家の奉公人すべてを知り得る。「給銀」とあるのはおそらく給銭の意であろう。

(表2)

奉公人	勤日数の約束	給 銭	前年暮の立銭	本年暮の立銭	勤の過・不足	本年前後における奉公
次平	月20日居り	184匁	19匁5分	53匁4分7厘	不足7日 まげつかわ す	天明2年(34.5日)3年(23.5日) 5年月20日居り6年(月15日居、母 子出入のため20日に計算)8年 (159日)寛政元年(198日)2年 (147日)3年(12日)5年(4.5日) 寛政6年立銭32匁余捨遣す
條吉 (雷山村)	月25日居り	230目	382匁2分	466匁5分	不足38日	天明5年(給銀230目)6年(同上) 8年(年中159日)寛政2(給銀270 目)3年(年中134目)4年(月15 日居)同4年立銭292匁余。累年利 嵩み文化4年まで毎年山茅を収む
平次 (雷山村高 野)	月25日居り	230目	268匁余	143匁3分	不足18日	天明6(月20日居)天明8年以後 奉公せず 寛政9年暮、元利400匁余滞
権七	月25日居り	230目前給 230目、上 借り1俵	-	284匁5分 2厘		本年より奉公、天明8年(月25日 居)寛政10年(月20日居)同年暮 立銭218匁余。文化4年暮れまでに 年賦で返済加
加七娘 (原、皮)	?	110匁(2 月に前給 110匁)	-	-	-	本年より奉公 寛政3年も奉公する
四郎三娘 (井原村松 井)	もり	50目(3月 に前給)	-	2匁5分	33日(日用 分麦叩き、 田植等)42 匁5分遣す	ほかに20匁麦叩き、稲こぎ(出精 の褒美)

(註) 三苦家文書(九大記録資料館九州文化史部門玉泉館所蔵)天明7年5月米1俵58匁、冬相場33匁。「皮」とあるのは皮多、被差別民のことである。

(表3)

日 雇	出 身	勤 日 数	給 銭	仕 事 内 容
おゆき		4月…1日6分 6月…9日 6、7月…13日 7月…1日	640文 ? 5貫200文 ?	茶つみ 世帯 臼摺、畠草取、諸仕事、粟ひき 大豆打
惣八母		4月…3日5分 5月…2日6分 5月…9日	米4升5合(?) 8貫100文	麦打、麦こぎ、苗取田植 畠草取、田植
おつね	高祖村	4月…8日 5月…12日	17貫文	麦かり、麦打、麦こぎ 麦こぎ、田植苗取諸仕事
おそよ	志摩郡小金丸村	4月…8日6分 5月…1日	6貫360文	麦刈、麦打、麦こぎ
皮多女 (女房二人)		4月…4日  7月…8日  7、8月…12日	各人米1升 他に700文、米1升余 5月に各人500文 3貫200文 3貫600文	麦打   (草取?) (草取?)
宮ノ前長助方 半季	小金丸村	4月…2日	1貫800文	麦打、麦こぎ
新五方 半季	三雲村	5月…1日		(田植?)
幸吉方 半季 おさよ		5月…1日		(田植?)
藤市母		5月…7日		(田植?)

(註) 三苦家文書「女勤休日雇帳」による。(出身地の空欄はおそらく村内の者であろう。給銭は日雇の計算)。  
この年、年季奉公の女は二人(年季奉公男は不明)。米1升は四月に630文の相場。

(表4)

日 雇	出身地	勤日数	給 銭	摘 要
ぬひ	上原	5日	4月8匁5分	
つま	天草		4月6匁3分余 6月1朱 8月1歩 12月2朱	
与右衛門			4月60文・白米5升	
嘉右衛門			閏4月5匁	
甚吉妹	三雲原	1日?	4月2匁5分	
ちよね	寺山(志摩郡)	半季奉公(季節雇)	4月43匁5分	1日麦打140文 田植苗取150文の割
平吉			5月米2升	
皮多女2人		4人(半日)	4月20日6匁	半日90文田植
田植苗取13人 〃 3人 (男1・女2)	(数名、他家の半季 奉公人を含む)	20人(半日) 10人(半日)	4月29日～5月6日30匁 5月6・7日12匁5分	半日1度賄にて90文 半日2度賄にて75文
皮多日雇6人	三雲原	7月10日昼より半 日雇	7月11日600文	三坂田3番草取1人 冷飯と100文宛
おらく	向	4日	7月 米4升	大豆えり・ころばかし
おたね	天草	半日?	7月	麦つき
皮多日雇2人	かぎ山 くり辺	1日	7月400文	

(註) 天保2年「米銭指引帳」。この史料は3月以前なく、農繁期を中心に4月～7月を掲出した。

(表5)

年 代	旅 日 雇	出 身 地	宿主
寛政2年	善三 (74)・善三 (67)	長門豊浦郡迫水村	喜助
寛政9年 (1797)	元蔵 (58)・のふ (21)・元蔵娘)	豊後臼杵郡佐伯城下	藤右衛門
	平四郎 (64)・女房 (63) 亀蔵 (32)	肥前島原領高木郡才倉村	六郎
享和2年 (1802)	幸三郎 (61) 女房 (53) 万作 (28) 吉太郎 (22) とめ (16)	肥前大村領其木郡上植村	□市
	権右衛門 (65) 女房 (52) のえ (30) 喜四郎 (27) 竹次 (25) もよ (11)	豊後宇佐郡月待村	新次
享和4年	萬蔵 (66)	肥前島原領高木郡相津村	新三
	志ほ (68)	同上 見江村	兵助
	喜三太 (65)	肥前彼杵郡馬見村	藤助
文化10年 (1813)	元蔵 (49) 女房 (37) 初太郎 (20) なみ (11) くら (8)	肥前島原領南吊山村	利七
	源太左衛門 (42) 女房 (39) 辰五郎 (17) きく (14) 作松 (11)	同国同郡同村	清三
	幸八 (46) 女房 (41) 藤作 (10)	肥前島原領高来郡会津村	新三
文化12年	善七 (37) 女房 (25) むめ (10)	豊前宇佐郡辛嶋村	弥蔵
	彦七 (49)	肥前唐津領松浦郡美並山村	平作
文化13年	安右衛門 (42) 女房 (32)	肥前島原領高木郡千々石村	六郎

(註) 三苦家文書「拾土郡井原触村々旅日雇書上帳」井原村の分による。

(表6)

年月日	西暦	抱 主	奉公人	住所	年 季	給米・給銀	請 人	人主(親)	口 入	請状の内容、縁付、その他
寛永20/5/20	1643	鵜方猪兵へ	ふく	宇治	15年			宇治寺田 与吉	白石少三郎	年季明ければ送り返す
寛永20/5/24	1643	安藤文左衛門	つる 10歳	京都	永代 諸代	銀子20目	かわら町通村木町 又右衛門	つる母		肌鑑に付き肌えに及び、御隠代に差し出す、公儀による人返し御付の場合20目又は年々2割加え元利共に返済、身かくれの場合身出し渡し、身出なくば人代払い、相衆てれば半の損の約定、宇土町惣三郎に縁付く
寛永20/9/8	1643	松岡弥右衛門 (肥後八代 松岡弥次右衛門)	娘たね 18歳	大坂	永代	銀子60目	鎌谷7丁目 九良右衛門	鎌谷7丁目 親 庄兵衛	内安土寺町 長左衛門 ひらの町 市良 右衛門	三病・てんかんの時は100日の内に戻し、銀子返済の約定 後正保3/5/22、10年切に決まる
寛永20/9/17	1643	山本又兵衛 (肥後八代)	はる 13歳	大坂	永代	銀子30目	天満5丁目 久右衛門	天満5丁目 木屋新蔵がわか	天満5丁目 ふち 平野1丁目 市良右衛門	肌鑑に付き永代達ませ、持病の煩い・三病・てんかんの場合は戻し、銀子返済、てんかん煩い医師ずいあん所へ遣わす
寛永20/□/8	1643	余宮内 (肥後八代 伊藤七兵衛)	よし娘 6歳	大坂	永代			天満こしま町 よし母親		よし母・よしは奉公中、よし娘も養われているので永代に達める、不所存なる時は成敗されても供まずと約定
正保3/3/27	1646	宮之地神宮寺 泉住万五郎に頼む	吉十郎 草履取	上方		銀子65両4分				草履取買い下しを神宮寺より魚住万五郎に頼み、京都・濱田藤右衛門の肝煎りにより差下すが、神宮寺気に入らず、二ノ町九郎右衛門所に召置、九郎右衛門も気に入らず上日置村庄屋久右衛門所に召置、更に吉王丸に銀100目で売る、親より願いにて差上らせる 正保3/3/27差出
正保3/4/24	1646	杉野新助	五郎 13歳	伏見	寛永20より			伏見かぎや町 少兵衛(養父)		かつ急死するので召連れ下って欲しいと頼まれる、養子になった頃は幼く親の名前は知らず
正保3/4/27	1646	濱田六兵衛差出	娘こ	大坂	寛永20/1/6より			どうとん堀 理左衛門(六兵衛いとこ)		こを養子にして連れ帰る